

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、又はその者の送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容を次のとおり公告する。

令和8年7月6日

和歌山都市計画事業

東和歌山第二地区土地区画整理事業

施行者 和歌山市

代表者 和歌山市長 尾 花 正 啓

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

和歌山市黒田116番地

高須国彦

2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

(1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 流	94-47	宅地	8.06㎡ (8.30㎡)	372,161円

換地処分後の土地

和歌山市					権利価額
街区 番号	町又は 字名	地番	地目	地積	
10	黒田一丁目	10-5	宅地	8.07㎡	372,161円

清算金額

0円

(2) 換地図

省略

3 教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

和歌山市永穂594番地

岡崎良紀

2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

(1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 東河原	284-16	宅地	116.55㎡ (116.55㎡)	4,812,595円
所有権以外の権利または処分の制限				
種別		部分		
1番抵当権		全部		

換地処分後の土地

和歌山市					権利価額
街区 番号	町又は 字名	地番	地目	地積	
48	黒田六丁目	5-10	宅地	103.93㎡	4,881,586円
所有権以外の権利または処分の制限					
部分					
全部					

清算金額

徴収68,991円

(2) 換地図

省略

3 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

和歌山市雑賀屋町東ノ丁64番地

有限会社三年坂

2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

(1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市			権利価額
町又は字名	地番	地目	8,086,343円
黒田字流	89-1	宅地	
所有権以外の権利または処分の制限			
種別	部分	地積	
5番所有権移転 請求権仮登記	全部	166.97㎡ (172.08㎡)	

換地処分後の土地

和歌山市				権利価額
街区番号	町又は字名	地番	地目	7,715,463円
9	黒田一丁目	9-2	宅地	
所有権以外の権利または処分の制限				
部分		地積		
全部		112.13㎡		

清算金額

交付370,880円

(2) 換地図

省略

3 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明

被相続人尾崎光明の相続人

2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書及び換地図のとおり換地処分します。

(1) 明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 流	94-47	宅地	8.06㎡ (8.30㎡)	372,161円

換地処分後の土地

和歌山市					権利価額
街区 番号	町又は 字名	地番	地目	地積	
10	黒田一丁目	10-5	宅地	8.07㎡	372,161円

清算金額

0円

(2) 換地図

省略

3 教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明

被相続人平浴康秀の相続人

2 換地処分通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた明細書のとおり換地処分します。

明細書の内容

従前の土地

和歌山市				権利価額
町又は 字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	
黒田字 大西	184-20	雑種地	38㎡ (38.32㎡)	601,826円

換地処分後の土地

無し

清算金額

交付601,826円

記事

法第95条第6項により金銭清算

法第104条第1項により消滅

3 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。